

子どもたちをいじめから守る

栃木市いじめ防止基本方針

栃木市では、「いじめ防止対策推進法」にもとづき、いじめ対策の総合的な推進のため「栃木市いじめ防止基本方針」を策定し、本市名誉市民である山本有三先生の精神を根幹に据え、いじめ防止等に関する次の基本理念により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の充実に努めています。

4つの基本理念

- 全ての児童生徒は、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように行動します。
- 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促します。
- 保護者は、その保護する児童生徒が、いじめを行うことがないよう規範意識の醸成に努めます。
- 市、学校、家庭、関係機関等の連携のもと、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。



たったひとりしかない自分を、
たった一度しかない一生を、
本当に生きさなかつたら、
人間、うまれてきたかいがないじゃないか。

～山本有三作「路傍の石」より～



※ 栃木市いじめ防止基本方針において、「学校」とは、市立小・中学校をいい、「市」とは、市及び教育委員会を示します。

栃木市教育委員会

栃木市いじめ防止基本方針 4つの柱

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われることが多く、解決を難しくしている場合があります。だからこそ、市・学校・保護者・地域の連携のもとに、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対応」に取り組むことが肝要です。

いじめの定義

栃木市いじめ防止対策推進条例（定義）より

児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒の行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめの防止

- 市**
 - ➔ 「“あったか栃木”子ども生き生きプロジェクト」の推進
 - ➔ 児童生徒の自主的な活動の推進
- 学校**
 - ➔ 学校全体によるいじめ防止の取組
 - ➔ 教職員のいじめに対する意識の高揚

いじめの早期発見

- 市**
 - ➔ いじめ実態調査の実施
 - ➔ スクールカウンセラー等の配置
 - ➔ 教職員向けの研修会の実施
- 学校**
 - ➔ ささいな兆候も見逃さず、早い段階からの対応
 - ➔ 教職員と児童生徒との信頼関係の構築

いじめへの対応

- 市**
 - ➔ 学校の抱えるいじめ問題等に対する指導助言
 - ➔ 学校、関係機関との連携
- 学校**
 - ➔ 学校いじめ対策組織での対応
 - ➔ 児童生徒に対する支援・指導及び保護者に対する助言

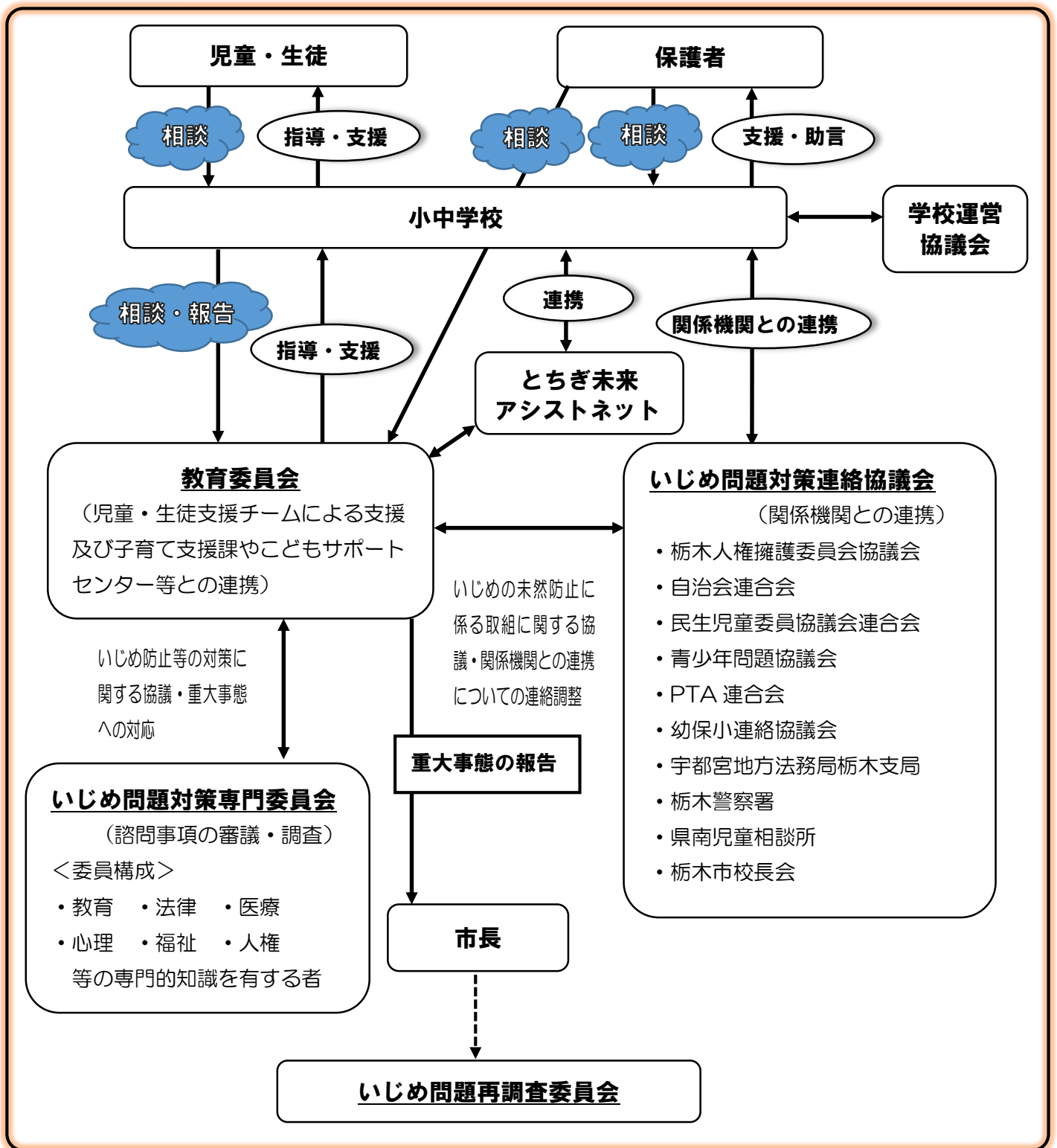
地域や家庭 関係機関との連携

※1 いじめ防止のための組織とは・・・

- 栃木市いじめ問題対策連絡協議会 ……いじめ防止の対策等について、関係機関の情報を相互に共有し、連携を図ります。
- 栃木市いじめ問題対策専門委員会 ……いじめ防止の対策についての審議、重大ないじめが発生した際の調査を行います。
- 栃木市いじめ問題再調査委員会 ……市長の諮問に応じて、専門委員会が行った調査結果について再調査を行います。



下の図は、いじめ防止等に関する組織図です。



栃木市いじめ防止基本方針は、栃木市ホームページ (<https://www.city.tochigi.lg.jp>) に掲載しております。また、右記QRコードからもご覧いただけます。各小中学校の「いじめ防止基本方針」については、各学校ホームページ等でご覧いただけます。



「いじめ」のサインを見逃さないために

【いじめられている】かも

- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがあったりする
- お金を要求したり、無断で持ち出そうとしたりする
- 登校時になると、頭痛や腹痛をよく訴える
- 衣服を汚してきたり、あざや傷がよくできたりしている
- 数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる

【いじめている】かも

- 買い与えていない物や心当たりのないお金を持っている
- 友達との会話の中に差別意識が見られる
- SNS への書き込みをひんぱんに行っている
- 特定のグループでの行動が多く見られる
- 言葉遣いが荒くなり、言うことをきかなくなる



保護者のみなさん、地域の方へ

子どもたちは、保護者の皆さんに「心配をかけたくない」という強い思いから、いじめを受けていても周囲に話せないことがあります。

また、いじめは大人の目の届かないところで起きる傾向があり、発見が難しい場合があります。いじめの早期発見のために、学校ではアンケート調査や個別面談等で注意深く見守っていますが、ご家庭や地域の皆様からの情報がとても大切です。

気になる点がありましたら、学校にご相談ください。

「たったひとりしかない」あなたへ

悩んだり、苦しくなったり、不安になったりしたら、相談してください。

周りのひとに相談しにくいときは、あなたの「助けて」を聞く窓口もあります。

いじめなど、困ったときの相談窓口

- | | | |
|--------------------------|---------------|-----------------|
| ◆栃木市“あったか”電話 | ☎0282-21-2478 | (平日 8:30~17:15) |
| ◆栃木市青少年育成センター “いじめ相談”電話 | ☎0282-24-0667 | (平日 9:00~17:00) |
| ◆下都賀教育事務所 いじめ・不登校等相談ダイヤル | ☎0282-23-3782 | (平日 9:00~16:00) |
| ◆栃木県いのちの電話 | ☎028-643-7830 | (24時間対応) |
| ◆文部科学省 24時間子ども SOS ダイヤル | ☎0570-0-78310 | (24時間対応) |